西区環境キャラクターの使用に関する要綱

平成 26 年６月 18 日　西区長決裁

（総則）

第１条　この要綱は、西区環境キャラクターさんかくやまベェの使用に関して必要な事項を定め、その適正な使用かつ積極的な活用を促進することにより、環境に配慮した生活や環境活動が継続発展するまち西区の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における定義は次のとおりとする。

(1)「やまベェ」とは、西区環境キャラクターさんかくやまベェに関するすべての総称をいう。

(2)「やまベェの意匠」とは、札幌市が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 61 条第１項の規定により、著作者より著作権を譲り受けた別図１に掲げるデザインとする。

(3)「やまベェの着ぐるみ」とは、別図２に掲げる着ぐるみとする。

（使用申請）

第３条　やまベェの意匠又は着ぐるみは､営利､非営利を問わず使用できるものとする。

２　やまベェの意匠又は着ぐるみを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「意匠・着ぐるみ使用申請書」（様式１）を西区長に提出し、承認を得なければならない。ただし、意匠の使用申請については、次の各号のいずれかに該当するときは、その限りではない。

(1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用するとき。

(2) 西区内の町内会等の地域団体が、まちづくりに資する活動に使用するとき。

(3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。

(4) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）で定められている私的使用の範囲に該当するとき。

(5) 学校等が教育の目的で使用するとき。

(6) その他、区長が認めるとき。

３　前項の使用申請書には、やまベェの意匠又は着ぐるみを使用しようとする事業の企画書及びやまベェを使用した見本、その他西区長が必要と認める書類を添付しなければならない。

４　やまベェの意匠を使用する場合、その色及びポーズは原則として定められたもの（別図１）を使用することとする。ただし、やまベェのイメージを損なわない限りは変更を加えての使用（別図１を基に独自に立体化する場合や製品を作る場合も含む。）を認めることとし、その場合、使用申請者は「意匠変更使用申請書」（様式２）により申請し、西区長の承認を得たうえで使用できるものとする。なお、やまベェの意匠について、縦横比を維持したまま大きさを変更する場合については、申請を要しない。

（意匠及び着ぐるみの使用承認）

第４条　西区長は、前条第２項又は同条第４項の規定による申請に対し、やまベェの意匠または着ぐるみの使用を承認するときは、「使用承認通知書」（様式３）により、使用申請者に通知するものとする。

２　西区長は、前項の承認に際し、条件を付すことができる。

（使用の不承認）

第５条　西区長は、次の各号の一に該当するときは、やまベェの意匠または着ぐるみの使用を不承認とすることができる。

(1) 西区及びやまベェのイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 西区役所が特定の個人や政治活動又は宗教活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 使用申請内容に虚偽の申告があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、西区長が不適切な使用と認めるとき。

２　西区長は、前項の規定により使用を不承認とするときは、「使用不承認通知書」（様式４）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第６条　やまベェの意匠使用期間は、一の行事又は企画の開始から終了までとし、最長

で１年間とする。なお、それを超える場合は、当該期間の満了日までに第３条第２項又は同条第４項の規定による申請を行い、第４条第１項の規定による使用の承認を受けなければならない。

２　やまベェの着ぐるみの使用期間は、原則として借受日と返却日を含めて７日以内とする。

（使用料）

第７条　やまベェの意匠又は着ぐるみの使用料は、当分の間、無料とする。

（経費等の負担）

第８条　西区役所は、この要綱による使用申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を原則負担しない。

（使用上の遵守事項）

第９条　やまベェに関する一切の権利及び権限は札幌市に属し、やまベェの意匠又は着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途にのみ使用すること。

(2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 使用者は、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第３条第１項の規定による意匠登録又は商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第３条第１項の規定による商標登録をしないこと。

(4)「西区環境キャラクターさんかくやまベェ」もしくは別図３に定める「©札幌市西区」又は「©NISHI WARD SAPPORO」（以下「キャラクター表記」という。）のいずれかを表示し、西区の環境キャラクターであることを明記すること。ただし、西区長がキャラクター表記の表示を不要と判断した場合はこの限りではない。

(5) 使用者は、やまベェの意匠を使用して作成した最終成果物（以下「二次的著作物」（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第 11 号に規定する二次的著作物をいう。）という。）を西区長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、二次的著作物の確認ができるものをもって代えることが

できる。

(6) 使用者は、前号に規定する二次的著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、札幌市に帰属させること。

(7) 使用者は、やまベェの着ぐるみの使用に際し、別に定める取扱説明書の記載内容を遵守し、常に良好な状態で管理し、また適切に使用すること。なお、き損又は汚損した場合は、原状回復に努めなければならない。

（承認内容の変更申請）

第 10 条　使用者は、承認を受けた意匠等の使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「使用内容変更申請書」（様式５）を西区長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　西区長は、前項の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、「使用内容変更承認通知書」（様式６）又は「使用内容変更不承認通知書」（様式７）により、使用者に通知するものとする。

３　西区長は、必要があると認めるときは、第１項の承認に際し、条件を付すものとする。

（承認の取消）

第 11 条　西区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第４条第１項の使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) その他西区長が取り消し又は中止することについて適当と認めるとき。

２　西区長は、前項の規定により取り消し又は中止させるときは、「使用承認取消・使用中止通知書」（様式８）により、使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定による取り消し又は中止を受けた者（以下「被取消者」という。）は、やまベェの意匠又は着ぐるみを使用してはならない。

４　第１項の規定による取り消し若しくは中止により被取消者に生じた損害について、西区役所は一切の責任を負わないものとする。

５　第１項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により西区役所に生じ

た損害を賠償しなければならない。

（使用に際して生じた損害に対する責任）

第 12 条　西区役所は、やまベェの意匠又は着ぐるみの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、やまベェの意匠又は着ぐるみの使用により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、西区役所に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

３　使用者は、やまベェの意匠又は着ぐるみの使用に際して故意または過失により西区役所に損害を与えた場合は、その損害を西区役所に賠償しなければならない。

（補則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほかやまベェの意匠又は着ぐるみの使用に関し必要な事項は、西区長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

（様式１）

平成　　年　　月　　日

意匠・着ぐるみ使用申請書

札幌市西区長

（申請者）

住　　所

名称・団体名

代　表　者

担　当　者

電 話 番 号

西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（　意匠　・　着ぐるみ　）を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、西区環境キャラクターの使用に関する要綱に従います。

使　用　目　的 （※１）、（※２）		
使　用　期　間	年　月　日から　年　月　日まで	
営利又は非営利の別	営　利　・　非　営　利	
商品名・販売価格 （非営利の場合は、記入不要） （※３）	商　品　名	
	販売価格	円
	販売場所	
添　付　書　類	□　企画書 □　使用見本（現物又は写真等） □　その他（　　）	

（※１）「意匠」使用希望の場合は、掲載箇所や配布・掲示場所、配布数、印刷数等を具体的に記載してください。（例：「○○イベントＰＲ用チラシに掲載し、▲▲に□□部配布するため」等）

（※２）「着ぐるみ」使用希望の場合は、使用する事業名称や開催日時・場所等、具体的に記載してください。（例：「○月○日に▲▲で開催する□□イベントで使用するため」等）

（※３）物販会場等で「着ぐるみ」を使用する場合についても、同会場で販売予定の商品名等を記載してください。

（様式２）

平成　　年　　月　　日

意匠変更使用申請書

札幌市西区長

（申請者）

住　　所

名称・団体名

代　表　者

担　当　者

電 話 番 号

西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の意匠に変更を加えて使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、西区環境キャラクターの使用に関する要綱に従います。

使　用　目　的 （※１）		
変　更　内　容 （※２）		
使　用　期　間	年　月　日から　年　月　日まで	
営利又は非営利の別	営　利　・　非　営　利	
商品名・販売価格 （非営利の場合は、記入不要）	商　品　名	
	販売価格	円
	販売場所	
添　付　書　類	□　企画書 □　使用見本（現物又は写真等） □　その他（　　）	

（※１）掲載箇所や配布・掲示場所、配布数、印刷数等を具体的に記載してください。（例：「○○イベントＰＲ用チラシに掲載し、▲▲に□□部配布するため」等）

（※２）デザインを描き加える（例：やまベェに服を着せる）又は形状を変える（例：逆さまにする、後ろ向きにする等）、立体化する（例：立体化してぬいぐるみを制作する）等、具体的に記載してください。

（様式３）

使用承認通知書

平成　　年　　月　　日

札幌市西区長

≪申請者名≫

平成　年　月　日付で申請がありました西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（　意匠　・　着ぐるみ　）の使用について、下記のとおり使用を承認します。

記

使　　用　　者	
使　用　内　容	
使　用　期　間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
注　意　事　項	１　使用にあたっては、「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」を熟読のうえ、適切に使用してください。 ２　「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」に定める事項に違反した場合は、この使用承認を取り消すことがあります。 ３　承認を得た権利の譲渡又は転貸を禁止します。 ４　使用にあたって、自己や第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、西区はその責を負わないものとします。 ５　その他、下記担当課職員の指示に従ってください。 担当：西区地域振興課　℡011-641-6926

（様式４）

使用不承認通知書

平成　　年　　月　　日

札幌市西区長

≪申請者名≫

平成　年　月　日付で申請がありました西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（　意匠　・　着ぐるみ　）の使用について、下記のとおり使用を不承認と決定します。

記

申　請　者	
申　請　内　容	
不承認決定理由	以下の不承認決定理由のうち、（　）に該当するため。 (1) 西区及び「やまベェ」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認められるとき。 (2) 西区役所が特定の個人や政治活動又は宗教活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。 (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (4) 使用申請内容に虚偽の申告があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、西区長が不適切な使用と認めるとき。
そ　の　他	

担当：西区地域振興課　℡011-641-6926

（様式５）

平成　　年　　月　　日

使用内容変更申請書

札幌市西区長

（申請者）

住　　所

名称・団体名

代　表　者

担　当　者

電 話 番 号

平成　　年　　月　　日付で承認された西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（　意匠　・　着ぐるみ　）の使用内容を変更して使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、西区環境キャラクターの使用に関する要綱に従います。

変　更　内　容 （変更する内容を全て具体的に記載してください。）	
添　付　書　類	□　企画書（変更後） □　使用見本（変更後の現物又は写真等） □　その他（　　）

（様式６）

使用内容変更承認通知書

平成　　年　　月　　日

札幌市西区長

≪申請者名≫

平成　年　月　日付で申請がありました西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（　意匠　・　着ぐるみ　）の使用内容変更について、下記のとおり承認します。

記

使　　用　　者	
使　用　内　容 （変更後の内容）	
使　用　期　間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
注　意　事　項	１　使用にあたっては、「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」を熟読のうえ、適切に使用してください。 ２　「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」に定める事項に違反した場合は、この使用承認を取り消すことがあります。 ３　承認を得た権利の譲渡又は転貸を禁止します。 ４　使用にあたって、自己や第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、西区はその責を負わないものとします。 ５　その他、下記担当課職員の指示に従ってください。 担当：西区地域振興課　℡011-641-6926

（様式７）

使用内容変更不承認通知書

平成　　年　　月　　日

札幌市西区長

≪申請者名≫

平成　年　月　日付で申請のありました西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（　意匠　・　着ぐるみ　）の使用内容変更について、下記のとおり不承認と決定します。

記

申　請　者	
申　請　内　容 （変更内容）	
不承認決定理由	以下の不承認決定理由のうち、（　）に該当するため。 (1) 西区及び「やまベェ」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認められるとき。 (2) 西区役所が特定の個人や政治活動又は宗教活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。 (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (4) 使用申請内容に虚偽の申告があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、西区長が不適切な使用と認めるとき。
そ　の　他	

担当：西区地域振興課　℡011-641-6926

（様式８）

使用承認取消・使用中止通知書

平成　　年　　月　　日

札幌市西区長

≪申請者名≫

平成　年　月　日付で承認した西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」の（　意匠　・　着ぐるみ　）の使用について、下記のとおり使用の（　取消　・　中止　）を決定します。

記

使　用　者	
使　用　内　容	
取消・中止決定理由	以下の取消・中止決定理由のうち、（　）に該当するため。 (1)「西区環境キャラクターの使用に関する要綱」に違反したとき又は違反することが判明したとき。 (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。 (3) その他西区長が取り消し又は中止することについて適当と認めるとき。
そ　の　他	

担当：西区地域振興課　℡011-641-6926

別図１

1

2

3

4

5

6

7

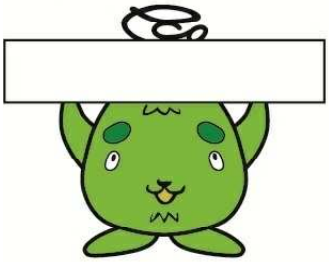

8

9

10

さんかくやまベェ

基本 デザイン　①～⑩

別図２

西区環境キャラクター　「さんかくやまベェ」着ぐるみ

別図２－１

別図２－２

【注意事項】

「やまベェ」の着ぐるみは、上記「別図２－１」及び「別図２－２」の２体ありますが、一般の方（団体・個人）への貸出については、原則として上記「別図２－１」の着ぐるみとします。

別図３

©札幌市西区

©NISHI WARD SAPPORO

さんかくやまベェ着ぐるみ　取扱説明書

西区環境キャラクター「さんかくやまベェ」

着用適正身長：160～180 ㎝

西区市民部地域振興課まちづくり調整担当
札幌市西区琴似２条７丁目
℡　641-6926　　Fax　641-2455

１　「さんかくやまベェ」着ぐるみ寸法について

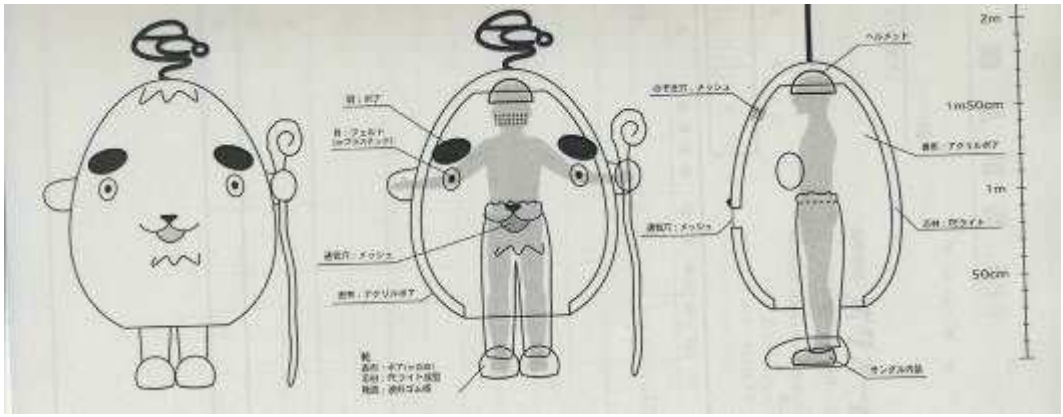

２　貸し出しパーツについて

（１）全体像について

さんかくやまベェ着ぐるみ　貸し出しパーツを確認してください。

① eco アンテナ
② 胴体
③ 杖
④ ズボン
⑤ 靴

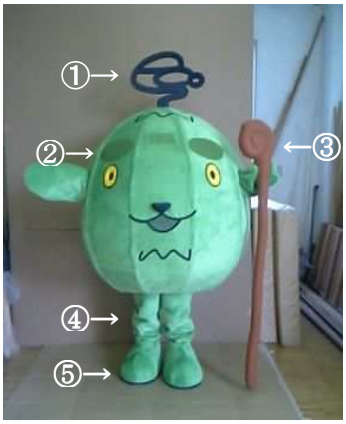

（２）胴体内部について

さんかくやまベェ胴体は、頭と両肩ベルトで支えます。
使用後は、さんかくやまベェの両手部分のカビ防止のため、裏返えすように内部に折り曲げ、乾燥させてください。

（３）靴と eco アンテナについて

① さんかくやまベェの靴内部には、サンダルが装着されていますが、素足で履かず、必ず靴下を着用の上、履いてください。
② eco アンテナにつきましては、構造上壊れやすくな　っていますので、持ち運びの際や頭部に装着時は、乱暴に扱わないよう、ご注意願います。

３　着用時の服装について

（１）頭部には、必ず汗止めタオル、手ぬぐい等を巻く。
（２）動きやすく吸水性の良いＴシャツ等を着用する。
（３）吸水性の良い、長ズボンを着用する。
（４）吸水性の良い靴下を着用する。
（５）汗をかくため、着替えやタオルは多めに用意する。
（６）休憩中は、給水（スポーツドリンク等）を欠かさない。

４　着用手順について

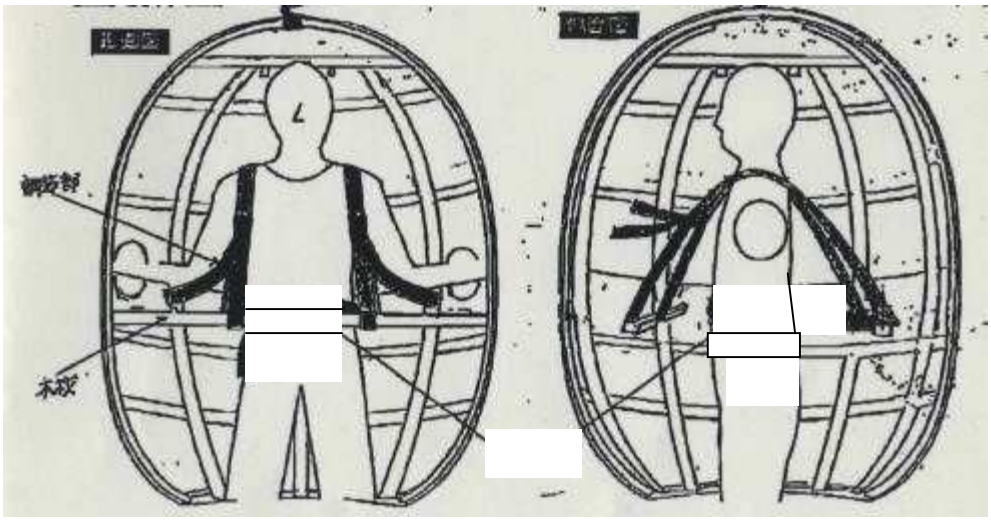

（１）タオルと軍手を用意する。
　　カビ防止のため、頭部にはタオル等を巻く。
　　また、両手には軍手を着用する。
（２）やまベェズボンを着用する。
（３）やまベェ靴を履く。
　　サンダルが装着されているので、左右を確認して履く。
（４）やまベェ胴体にアンテナを装着する。
　　やまベェ正面から見て、「eco」と読めるよう、前後を確認して装着する。
（５）やまベェ胴体を着用する。
　　やまベェ胴体（本体）の支えは内装してあるリュック型ベルトを両肩にかけて、バックルをパチンとするまで差し込み、固定する。
　　ベルトの長さは、バックルの調整部で調整する。
（６）やまベェ杖を持つ。

安全上のご注意

■ 火気のそばで使用しないでください。また、着用者とサポーターは、着用中・休憩中に、着ぐるみのそばで喫煙しないでください。本体材料には、化学繊維やプラスチック等の石油製品を多く使用しているため、引火する恐れがあります。

■ 海・川・プール等の水辺で使用しないでください。本体材料は、水分を含みやすいため、誤って入水すると着用者が溺れる恐れがあります。

■ 階段・高所・暗所等の、足場が確保できない場所では使用しないでください。転落や転倒の恐れがあります。

■ 着用時間は、通常 30 分以内にとどめてください。夏期あるいは高温の室内では、通常より更に着用時間を短くしてください。着用者が体調をくずす恐れがあります。着用時間の調整は、付き添いのサポーターが、着用者の体調を常にチェックしながら行ってください。

■ 連続して長時間着用する場合は、2 名以上の着用者でローテーションを組み、着用者が充分に休憩を取れるようにしてください。着用者の体調をくずす恐れがあります。

■ 着用者の演技動作をフォローしたり、着用者や周囲の人々への安全のため、着ぐるみには 1 名以上のサポーターを必ず付き添わせてください。

■ 着用中きぐるみをビニール・布等で覆うことはしないでください。通気が不十分になり、着用者が体調をくずす恐れがあります。

■ 着用者は、着用前日には充分に体調を整えておいてください。

お手入れと保管の仕方

■ 汗などの湿気は、出来るだけ晴天時の屋外で自然乾燥してください。その際は、風通しの良い場所を選び、陰干ししてください。

■ カビ防止のため、乾燥後に無香料の除菌・消臭用スプレー（ピュア・アルコール）をかけてください。

■ 完全乾燥後に、専用収納袋で保管してください。無理に押し込むと型くずれや破損の原因となります。